

保稅業務檢査と社内管理規定

令和7年4月17日・18日
監視部 保稅檢査第1部門

本日の説明内容

1.保稅業務検査について

2.社内管理規定(CP)

3.非違の概要・非違の事例



1. 保稅業務檢查

1. 保稅業務検査について(検査をする目的)

法令に定められた
義務規定・許可条件

貨物管理・税関手続
保稅地域の遂行能力

検
証

確
認

保稅行政の秩序維持
保稅地域の健全な運営

1. 保稅業務検査について(保稅業務検査)

事前確認事項

- ①過去の検査状況の把握
- ②提出済の書類の確認(各種許可・承認・届出等)
- ③提出済のCP・社内管理体制組織図等の確認
- ④Naccs配信データ等(保稅台帳に代わるもの) と
税関蓄積データとの突合

 csvファイルの事前送付をお願いしております。

※ E-mail : nagoya-kanshi-hozeikensa1@customs.go.jp

1. 保稅業務検査について(保稅業務検査)

現場での確認事項

- ①貨物管理責任者・担当者等からの聞き取り調査(面談)
- ②教育訓練記録・内部監査結果の確認(面談及び提示)
- ③マニュアル台帳の場合、保稅台帳の記載事項等の確認
- ④蔵置場等の範囲・工事履歴等の確認(現場)
- ⑤長期在庫貨物等の在庫確認(現場)
- ⑥蔵置状況、区分蔵置、さし札、表示ラベル等の確認(現場)



2. 社内管理規定

CP(コンプライアンスプログラム)

2. 社内管理規定(3つの要素)



保税台帳への記帳

貨物管理
手続体制



ロケーション管理

評価・
監査制度



内部監査

教育・
研修



研修会

2. 社内管理規定(CP)の整備 (関税法基本通達34の2-9)

1

社内管理規定
の目的

- ・ **適正な貨物管理体制を確保**、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続きの適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

2

社内管理責任
体制の整備

- ・ **責任体制の明確化**・・・総合責任者、貨物管理責任者、顧客責任者、委託関係責任者・・・**主要従業者**

3

貨物管理手続
体制の整備

- ・ 自主管理規定の下・・・搬入・搬出管理、蔵置管理、貨物取扱管理、顧客管理、記帳・記録

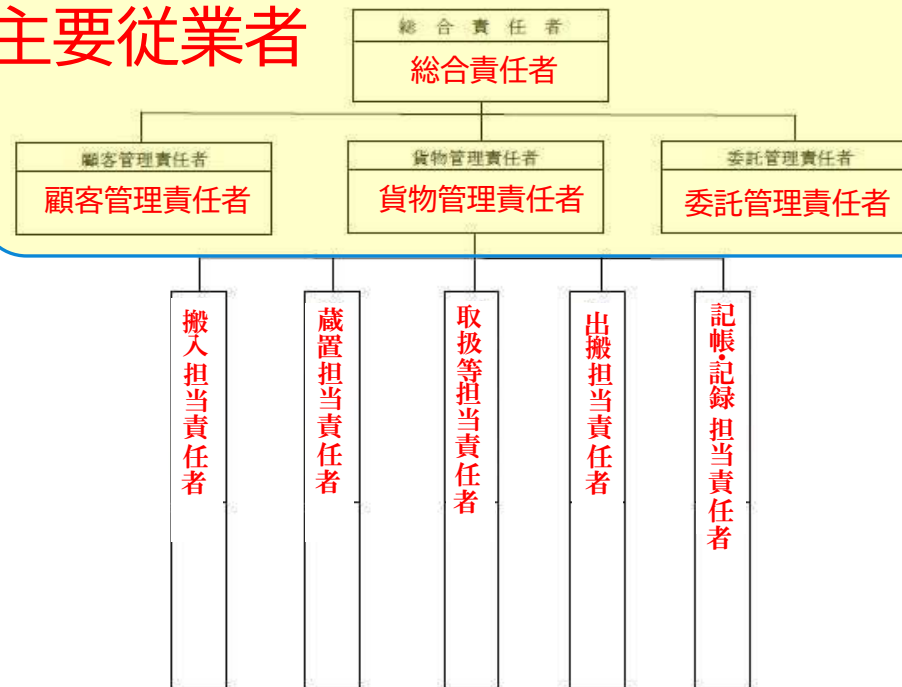
保税業務社内管理体制組織図

制定年月日：令和 年 月 日

改定年月日：令和 年 月 日

保税蔵置場名	所在地	電話番号

主要従業者



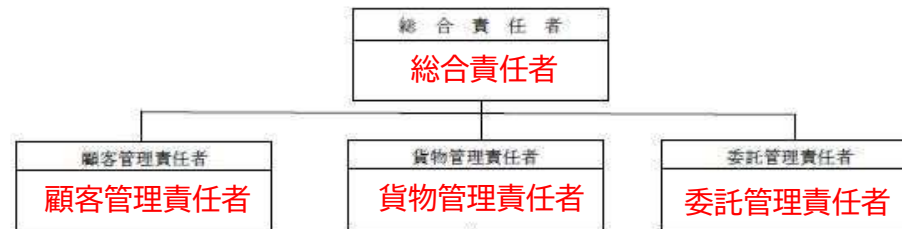
税関への通報体制	搬入担当責任者、取扱等担当責任者、搬出担当責任者 ⇒ 貨物管理責任者 ⇒ 税関 監視部貨物取締第1部門：052-654-4094（平日昼間） 監視部監視取締部門：052-398-4226（夜間休日）
教育訓練	
評価・監査	
保税業務に関する 税関との連絡窓口	

保税業務社内管理体制組織図

制定年月日：令和 年 月 日

改定年月日：令和 年 月 日

保税蔵置場名	所在地	電話番号



各実務担当者

税関への通報体制	搬入担当責任者、取扱等担当責任者、搬出担当責任者 → 貨物管理責任者 → 税関 監視部貨物取締第1部門：052-654-4094（平日昼間） 監視部監視取締部門：052-398-4226（夜間休日）
教育訓練	
評価・監査	
保税業務に関する 税関との連絡窓口	

2. 社内管理規定(CP)の整備 (関税法基本通達34の2-9)

4

貨物保全のための体制整備

- ・ 貨物の亡失等を防止し、貨物の適切な保全を図り、人・貨物の出入りのチェック体制等を整備・・・**セキュリティ**

5

税関への通報体制整備

- ・ 不審貨物、不審人物等についての情報を確実に税関へ通報する体制を整備

6

教育訓練の体制整備

- ・ **すべての役員 従業員等** 対して、社内管理規定を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底

2. 社内管理規定(CP)の整備 (関税法基本通達34の2-9)

7

評価・監査制
度の整備

- ・ 内部監査人における監査を年1回以上実施させ、都度税関に報告書の提出を義務付け(H21.7~)

8

その他留意
事項

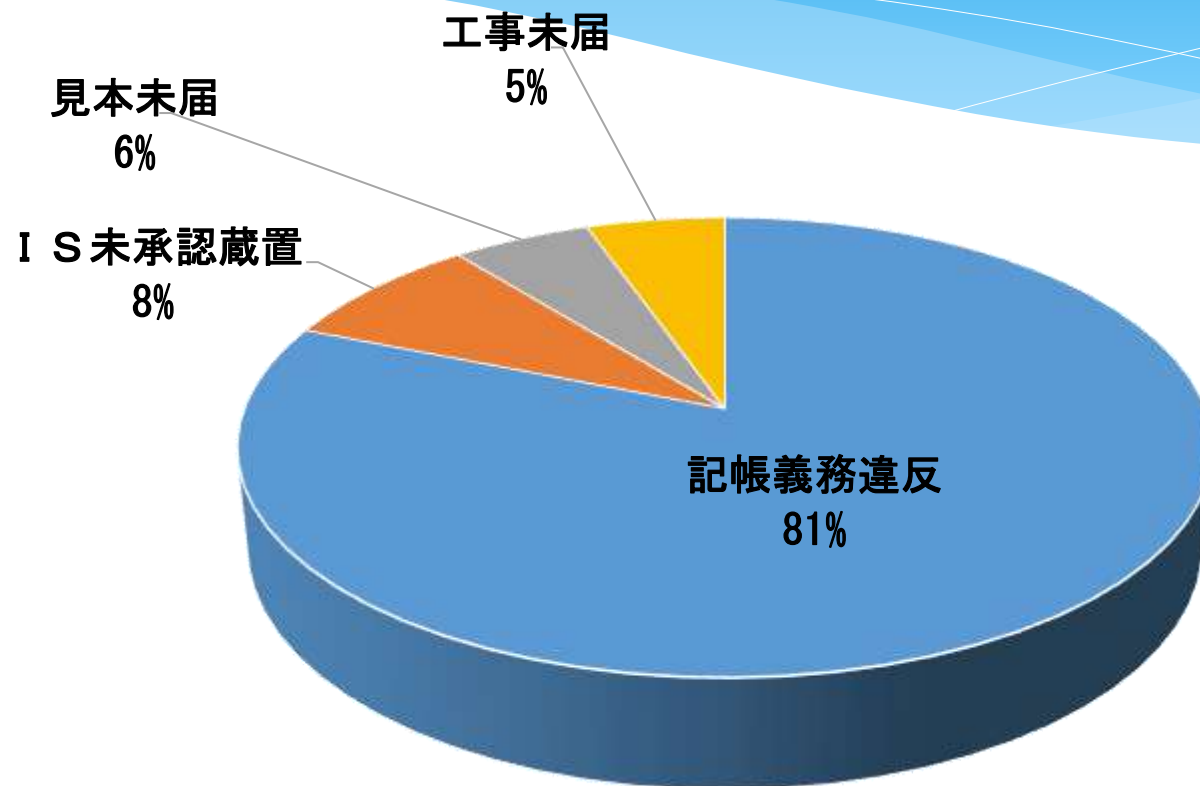
- ・ 社内規定における懲戒規定等



3. 非違の概要、非違の事例

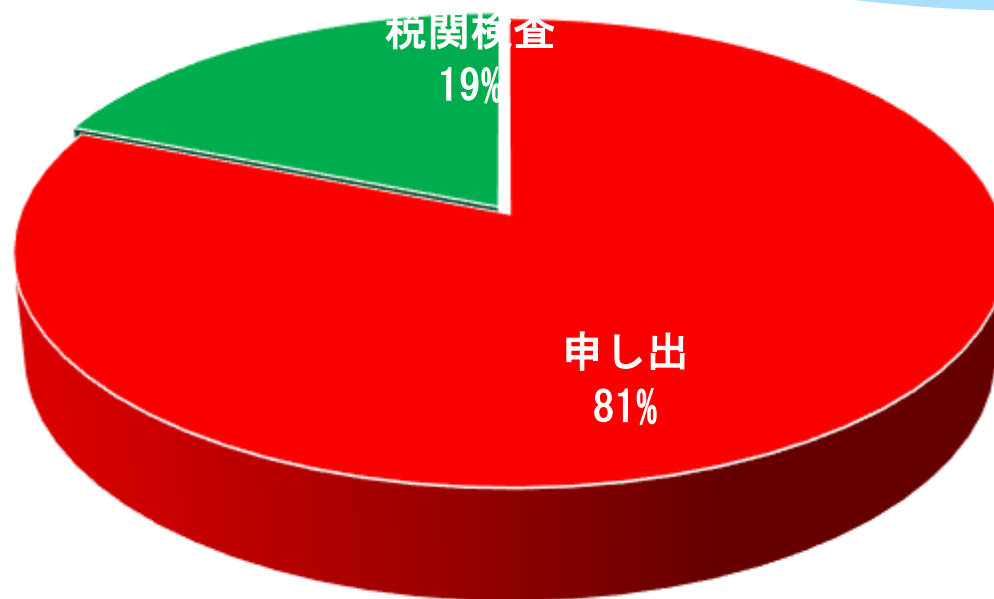
非違について（全国分）

～態様別～



非違について（全国分）

～発見端緒～



NACCS民間管理資料の取得漏れによる未記帳

非違の概要

A社保税蔵置場は、NACCSから配信される民間管理資料を保税台帳として利用している。

保税業務検査を実施したところ、過去1年間において、民間管理資料の取得漏れにより、90件の輸出許可済貨物について未記帳であったことが判明した。

発生原因

民間管理資料は毎週取込を行うことになっていたが、実際には2～3週間に1回の頻度で取込を行っていた。その際、未取得となっている管理資料もあわせて取り込まれるものと思い込んでおり、前週分までの管理資料について再取得業務を行っていなかった。

また、取得した管理資料についても、その内容を確認していなかった。

社内で定めたNACCS民間管理資料の取得を失念し、再取出し業務についても誤った認識があったため実施しなかった。また、取得した管理資料の内容も確認していなかった。

※管理資料の取出しは、配信日を含め7日間(土日祝日を含む)

その後は再取出し業務で取得(配信日を含め62日間)

搬出確認登録漏れによる未記帳

非違の概要

A社保税蔵置場は、NACCSから配信される民間管理資料を保税台帳として利用している。

保税業務検査を実施したところ、過去1年間において、3件の輸出許可済貨物について搬出管理担当者が搬出確認登録を行っていなかったため、未記帳であったことが判明した。

発生原因

同蔵置場では搬出管理担当者が搬出日の入力を行っていたが、NACCSからの配信データの確認を怠っていたことから、搬出登録がされていないことに気付かなかった。また、NACCSの登録、管理資料のチェックに関し、社内でのチェック体制が不十分であり、定期的な在庫確認状況照会も行われていなかった。

- NACCSの搬出確認登録漏れ(NACCS登録済と勘違い)
- 登録を行っているかどうかのチェック体制が確立されていなかった。(配信データの未チェック)

見本持出確認登録漏れによる未記帳

非違の概要

A社保税蔵置場は、NACCSから配信される民間管理資料を保税台帳として利用している。

保税業務検査を実施したところ、見本持出し後に実施する「見本持出確認登録(MHO業務)」について登録を失念したため、3件分について、持出日が未記帳となっていたことが判明した。

発生原因

記帳担当者は、業務多忙のため一定期間分をまとめて事後に入力していたが、登録を失念したことにより、持出日が未記帳となった。また、社内管理規定により、見本持出を実施した場合は、確認登録漏れを防止するため、チェック表を作成し貨物管理責任者の確認を受けることとなっていたが、この手順も守られていなかった。

社内管理規定の内容を十分把握していなかったため、(持出しを実施した際は速やかに持出確認登録を行う。貨物管理責任者によるダブルチェック)持出日の記帳漏れを防止できなかった。
※見本持出確認登録(MHO業務)は、持出日を含め7日間可能(土日祝日を含む)。

イレギュラー事案への不適切な対応による未記帳

非違の概要

A社保税蔵置場は、NACCSから配信される民間管理資料を保税台帳として利用している。

保税業務検査を実施したところ、輸入申告時の貨物確認により申告外貨物が発見されたため、A社保税蔵置場で内容点検を行うこととなり、検査指定票の裏書きによりB社保税蔵置場から貨物が運送されてきたが、貨物到着後の記帳(マニュアル台帳)が行われていなかったことが判明した。

発生原因

記帳担当者は、他の蔵置場等から検査指定票の裏書きにより運送されてきた貨物については、マニュアルの保税台帳を設け記帳する必要があることを把握していなかった。

このため、関係書類は保管されていたが、保税台帳は作成されていなかった。

- 記帳担当者のNACCS手続に関する認識不足。
- 社内管理規定にはマニュアル台帳を作成することとなっていたが、手順が守られていなかった。